

告 示

埼玉県告示第千九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
内田クリニッ ク	北足立郡伊 奈町内宿台 五―四	医療法人 悠々会	訪問リハビリテ ーション	平成二十七年六 月一日
デイサービス わがまま御茶 山	東松山市御 茶山町一五 ―三	有限会社 ラン一樹	通所介護	平成二十六年三 月一日
デイサービス いつも蔵中央 の家	蔵市中央五 ―一五―六	有限会社 エイプラン ニング	通所介護	平成二十七年六 月一日
ほっと・ケア ライフ東大宮	上尾市瓦葺 二―三八― 七	白馬メディケ アサービス株 式会社	訪問介護	平成二十七年三 月九日
黒沢薬局小松 店	鴻巣市小松 一―三一― 七	株式会社 沢薬局	居宅療養管理指 導	平成二十七年八 月二十八日
医療法人社団 悠之会ゆうあ い内科・脳神 経クリニッ	熊谷市太井 一六八五― 一	医療法人社団 悠之会	介護予防訪問リハ ビリテーション 管理指導	平成二十七年八 月二十八日
			訪問リハビリテ ーション	平成二十七年七 月一日
			介護予防訪問リハ ビリテーション	平成二十七年七 月一日